

環境影響評価関係図書のインターネットの利用による公表に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づき市長が実施する環境影響評価関係図書のインターネットの利用による公表（以下「公表」という。）の事務手続について定めるものとする。

(対象とする図書)

第2条 この要綱の対象となる環境影響評価関係図書は、条例の規定に基づき公表を行う図書とする。

(公表の方法及び期間)

第3条 公表の方法及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 公表は、市のホームページに登載することにより行うものとする。
- (2) 公表の期間は、当該環境影響評価関係図書ごとに条例に規定する縦覧期間とする。

(公衆送信権への留意)

第4条 市長は、著作権法（昭和45年法律第48号）第23条第1項に規定する公衆送信権保護の観点から、市のホームページへの登載に際しては、次のとおり対応する。

- (1) あらかじめ、指定開発行為者、法対象事業者、環境配慮計画策定者、条例第8条の10の規定に基づき自主的な環境配慮計画書に関する手続を申し出た者、事後調査実施者、法対象事後調査実施者、条例第72条第1項の規定に基づき複合開発事業を行う事業者で指導に応じ環境影響評価等を行う者及び条例第74条の規定に基づき自主的な環境影響評価等を行うことを申し出た者（以下「指定開発行為者等」という。）に許諾書（別記様式）の提出を求める。
- (2) 指定開発行為者等が、一部許諾しない部分については、著作権の関係で登載

できない旨を記載し、当該箇所を除いて登載する。

- (3) 市のホームページに登載された環境影響評価関係図書を、指定開発行為者等の許諾を得ることなく複製、販売、貸与等を行うことは著作権法違反になる場合がある旨を書き加える。

(電磁的記録の作成仕様等)

第5条 指定開発行為者等が、条例の規定に基づき市長に提出する電磁的記録の作成仕様等は、次のとおりとする。

- (1) 電磁的記録は、CD-ROMにより提出する。
- (2) ファイル形式は、PDF形式とし、各々のファイル容量が10MB以下になるよう分割する。

(準備書についての意見の概要等に係る電磁的記録の扱い)

第6条 市長は、法対象事業者に対し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第19条の規定する準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の電磁的記録の提出を求めることができる。

- 2 前項の電磁的記録の作成仕様等については、前条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- (環境影響評価関係図書の電子縦覧に関する要綱の廃止)
- 2 環境影響評価関係図書の電子縦覧に関する要綱（22川環評第301号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

許 諾 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕

氏名 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕

川崎市長が環境影響評価関係図書を市のホームページに登載することについて、次のとおり許諾します。

1 指定開発行為等の名称

2 環境影響評価関係図書の種類 (該当箇所に○)

- (1) 環境配慮計画書
- (2) 環境配慮計画見解書
- (3) 条例環境影響評価方法書
- (4) 条例環境影響評価準備書及び要約書
- (5) 条例見解書
- (6) 条例環境影響評価書
- (7) 事後調査報告書
- (8) 準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類
- (9) 法対象条例環境影響評価方法書
- (10) 法対象条例環境影響評価準備書及び要約書
- (11) 法対象条例見解書
- (12) 法対象条例環境影響評価書
- (13) 法対象事後調査報告書
- (14) 条例第74条の規定に基づき縦覧する図書 ()
- (15) その他

3 許諾部分 (該当箇所に○)

- (1) 全て許諾する
- (2) 一部許諾しない

不許諾部分	著作権者	理由

4 特記事項